

(1) 子どもの健やかな成長を支援する

- ① 結婚・出産・子育ての支援 60
- ② 就学前教育・保育の充実 61
- ③ 義務教育の充実 62
- ④ 特別支援教育の充実 63
- ⑤ 教育環境の充実 64

(2) 地域における教育・学習環境を整備する

- ① 生涯学習の推進 66
- ② 青少年の健全育成 67

(3) スポーツや文化・芸術を振興する

- ① スポーツ・レクリエーション活動の推進 68
- ② 文化・芸術の振興 69

(4) 互いに尊重しあって暮らせる社会を実現する

- ① 人権文化の確立 70
- ② 男女共同参画社会の形成 71



1 心豊かに暮らせるまち

(1) 子どもの健やかな成長を支援する



※SDGs該当項目:

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

※まちづくり:

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

① 結婚・出産・子育ての支援

基本方針

社会全体で結婚・出産・子育てを応援する機運を醸成するとともに、ライフサイクルを通じて切れ目のない支援体制を構築し、結婚・出産・子育ての希望が叶えられるまちづくり[※]を進めます。

施策の方向性(現状と課題)

● 安心して結婚・出産・子育てができる環境の構築

少子化の進行の要因として、晩婚化の進行や生涯未婚率の上昇、家庭や地域の子育て力の低下などが指摘されており、その背景には、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れや高学歴化、結婚・出産に対する価値観の変化、子育てに対する負担感の増大、経済的不安定の増大などがあるとされています。

本市では、結婚を希望する人の出会いをサポートする市民活動への助成や、不妊・不育症治療費の助成、妊婦相談、訪問指導、乳幼児健康診査に加え、こども医療費の無償化など結婚・妊娠・出産・子育てに係る各種支援の充実に取り組んでいます。

結婚期から子育て期までの総合的な少子化対策が重要であり、社会全体で結婚・出産・子育てを応援する機運を醸成し、ライフサイクルを通じて切れ目のない支援体制を構築することが必要です。

● 地域の子育て支援の充実

少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化などを背景に、子育てに対する不安感・負担感が増大しています。

そのため、子育て中の親同士が交流できる機会の創出、放課後児童クラブ[※]の充実など、子育てを地域で支える環境の整備が求められています。

また、児童虐待等に関する相談は増加傾向にあり、相談内容が複雑化しています。

そのため、学校園、地域及び関係機関との連携強化による児童虐待の未然防止や、各家庭の状況に応じた適切な訪問、相談体制の充実などが求められています。

そのほか、経済的な問題を抱えるひとり親家庭への各種手当の給付や各家庭の状況に応じた相談支援など、子どもの貧困対策が必要です。

※放課後児童クラブ:

勤務などの事情により、昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後の時間帯や長期休業期間中に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の安全保護と健全育成を図る事業。「学童保育」とも呼ばれる。



こんにちは赤ちゃん訪問

② 就学前教育・保育の充実



基本方針

幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上に取り組むとともに、発達や学びの連続性を重視した教育の充実を図り、子どもたちの生きる力[※]の基礎を育み、健やかな成長を支えます。

施策の方向性(現状と課題)

● 幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上

令和元(2019)年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことにより、保育に対する利用ニーズは一時的に増大するものと予想されますが、就学前の子どもの人口は減少傾向であり、保育の量は過剰となることが見込まれます。

一方で、質の高い教育・保育を提供するためには、保育士不足の解消が課題となっています。そのため、将来予測を踏まえた教育・保育の量の確保に努めつつ、保育士確保を含めた質の向上に取り組んでいく必要があります。

● 発達や学びの連続性を重視した教育の充実

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児一人一人の心身の発達や学びの連続性を重視した教育を行い、心身ともに健やかな成長を促すことが大切です。

そのため、引き続き、幼稚園、保育所、認定こども園[※]において、「加古川市就学前教育カリキュラム[※]」を通じて、発達や学びの連続性を重視した教育の充実を図ることが重要です。

● 教職員の資質能力の向上

幼稚園教諭、保育士及び保育教諭には、幼児を理解する力や幼稚園教育要領、保育所保育指針、教育・保育要領などに基づく教育・保育を提供する力だけでなく、保護者との関係を構築する力や、小学校教育への円滑な接続のために必要な力など、多様な資質能力が求められています。



保育所での保育の様子

※SDGs該当項目:

- 1 貧困をなくそう
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

※生きる力:

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力などの「確かな学力」、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」のバランスのとれた力。

※認定こども園:

教育・保育を一体的に行う施設で、いわゆる幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っている施設。

※加古川市就学前教育カリキュラム:

就学前の子どもたちが歌や絵本を共通体験するなど、小学校生活を円滑に過ごすことができるよう、本市が独自に導入した共通カリキュラム。

③ 義務教育の充実



基本方針

子どもたちの個々の能力を尊重しつつ、自ら意欲的に学び、「思考力・判断力・表現力」を身に付けた児童・生徒を育成するため、協同的探究学習[※]の推進や外国語教育の質をさらに向上させる取組、「知・徳・体」をバランスよく育む教育を推進します。

施策の方向性(現状と課題)

● 「知・徳・体」をバランスよく育む教育の充実

社会の急激な変化が進む中で、子どもたちが未来を切り拓くために必要な能力は変化しており、学校教育の充実が求められています。

そのため、義務教育における基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、学習した知識や技能を活用しながら学びを深めることが重要です。また、道徳教育や体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体の育成を図り、「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力[※]」を育む教育の充実が求められています。

● 「わかる学力」の向上に向けた協同的探究学習の推進

全国学力・学習状況調査に見られる本市の児童生徒の傾向として、答えや解き方が1つに定まらない問題に対して、多様な知識を関連付けて解決を導き、その思考の過程や根拠を表現することに課題が見られます。

そのため、「協同的探究学習」を核とした授業づくりにより、「思考力・判断力・表現力」等を培い、「わかる学力」の向上を図ることが重要です。

● 外国語教育の質の向上

令和2(2020)年度から小学校において完全実施された学習指導要領において、小学校3・4年で外国語活動が始まり、5・6年において外国語が教科化され、授業時数も増加しています。

本市では、ALT[※]を活用した英語活動の充実に取り組んできました。

今後も、進展するグローバル化[※]に対応するため、外国語教育の質のさらなる向上が求められています。

● 教職員の資質能力の向上

子どもたちの「生きる力」を確実に育成するため、教職員には、教育への情熱や自ら学ぶ姿勢などの資質に加え、学習指導要領の目標や内容を達成するための授業力や子どもたちの人間性や社会性、規範意識などを育むための生徒指導力などのさらなる向上が求められています。

※SDGs該当項目:

- 1 貧困をなくそう
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

※協同的探究学習:

東京大学大学院教育学研究科の藤村宣之教授が提唱する、「わかる学力」(物事の本質を捉え、他者と協同しながら問題解決に向かうことのできる力)を育成するための学び方。

※生きる力:

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力などの「確かな学力」、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」のバランスのとれた力。

※ALT(外国語指導助手):

Assistant Language Teacherの略称。小・中学校などにおける英語教育において、授業の補助を行う外国人講師のこと。

※グローバル化:

資金やサービス、情報等が、これまで存在した国家や地域などの境界を越えて流通することにより、地球規模での一体化を生み出し、地理的距離や領土的国境が意義を失うこと。

4 特別支援教育[※]の充実

基本方針

障がい[※]のある子どもの能力を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、子どもの個々の特性に応じた教育の充実や指導体制の強化を図るとともに、市民の障害に対する理解や認識を促進し、インクルーシブ教育システム[※]の構築を進めます。

施策の方向性(現状と課題)

● 子どもの個々の特性に応じた教育の充実

障害の重度化や重複化とともに、医療的ケアや身体介助などを必要とする子どもの割合が増加傾向にあります。また、通常の学級に在籍する、学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)などの発達障がいのある子どもの割合が増加傾向にあります。

そのため、学校園においては、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援のさらなる充実を図るとともに、就学前から卒業までの切れ目のない支援を行う体制を整備する必要があります。また、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築が重要です。

● 教職員の資質能力の向上

特別な教育的支援や配慮を必要とする子どもへの指導を充実させるため、専門的な研修等を通じて教職員の専門性を確保するとともに、子どもの障害の状態等に応じた適切な指導力を向上することが必要です。

● 市民の障害に対する理解・認識の促進

障がい児が在籍する学校園の子どもやその保護者だけでなく、すべての市民が障害に対する理解や認識を深めていくことが大切です。



加古川養護学校の授業の様子



※SDGs該当項目:

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 17 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

※特別支援教育:

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

※障がい:

本市では、人を意味する場合には、「障がい者、障がいのある人」とひらがなで表記している。なお、法令や固有名詞などは「障害」と漢字で表記している。

※インクルーシブ教育システム:

障がいのある者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加できることを目的とし、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。



5 教育環境の充実

基本方針

子どもの学びや育ちを支える環境の充実を図るため、校種間や学校・家庭・地域の連携を強化しつつ、子どもにとって望ましい教育支援体制の充実を図るとともに、安全で快適な学習環境の整備を推進します。

施策の方向性(現状と課題)

● 教育支援体制の充実

「中学校区連携ユニット12[※]」の取組を通じて、幼児期から義務教育終了までの連続した学びや育ちを支援するとともに、校種を越えた子ども同士や教職員との人間関係の構築を進め、校種間の円滑な接続を図ることが重要です。

また、外国人児童・生徒に対するサポートスタッフの配置など、一人一人に応じたきめ細かな支援体制を構築することが求められています。

● 地域とともにある学校づくりの推進

令和3(2021)年度から市内すべての小学校、中学校、養護学校は学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクール[※]となります。学校運営協議会を中心に、学校・家庭・地域が目標を共有し、その実現に向けて協働[※]する、地域とともにある学校づくりを進めることが重要です。

● いじめや不登校の防止対策の推進

二度と子どもの尊い命が奪われることがあってはならないという強い決意のもと、いじめは絶対に許されない行為であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものという認識に立ち、児童生徒が安心して生活できる「居場所づくり」や児童生徒の主体的・共同的な活動を通じた「絆づくり」を進めることが必要です。

また、学校・家庭・地域が一丸となり、不登校児童生徒への対応も含め、いじめ等の未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要です。

● 学校規模の適正化や適正配置に関する協議の推進

児童生徒数の減少が進行しており、特に、北部地域においては、学校の小規模化が進んでいます。

子どもにとって望ましい教育環境を確保するため、将来的な児童生徒数・学級数を見据えた学校規模の適正化や適正配置に関する協議を進めることが必要です。

※SDGs該当項目:

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

※中学校区連携ユニット12:

中学校区を一つの単位(ユニット)として、その地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、養護学校が相互に連携し、家庭、地域とも連携を図りながら子どもたちの連続した発達を支援していくための取組。

※コミュニティ・スクール:

保護者代表者や地域住民などで構成する学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校園運営等に参画できる仕組みを有する学校園のこと。

※協働:

市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者、大学、行政等の多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決やめざすまちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと。

● 安全で快適な学習環境の整備

トイレの洋式化をはじめ、老朽化した校舎の維持補修や長寿命化対策を推進することが必要です。

また、学校給食センターを整備することで、中学校における安全で栄養価の高い給食の提供体制の確保を図るとともに、小学校も含めて給食費の公会計化を進め、教員が児童生徒と向き合う時間の確保を図ることで、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境を整備することが大切です。

● ICT※ 環境の整備

高度情報化社会が加速度的に進展する中、子どもたちが、言語能力や問題発見・解決能力と同時に情報活用能力を身に付けることが重要であり、今後の学習活動において、より積極的にコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用できるよう、学校のICT環境を整えることが重要です。

● 高等学校、高等教育機関等※との連携

義務教育までの課程の中で培った積極的に学ぶ姿勢や思考力・判断力・表現力などの資質能力を、高等学校等への進学後も引き継ぎながら養うことができるよう、中学校と高等学校等との連携を推進し、円滑な接続を図ることが大切です。

※ICT(情報通信技術):

Information and Communication Technologyの略称。情報通信に関する技術、サービス等の総称。

※高等教育機関等:

初等中等教育の次段階の教育課程である高等教育を提供する教育機関の総称。大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校(専修学校専門課程)が含まれる。



中学校給食

(2) 地域における教育・学習環境を整備する

① 生涯学習の推進



基本方針

習得した知識や能力を社会や地域に生かせる環境を構築するため、生涯学習※の内容や推進体制の充実を図ります。

施策の方向性(現状と課題)

● 生涯学習内容の充実

本市では、「いつでも」「どこでも」「だれでも」、生涯にわたって学び続けることができるよう、図書館を「知識や情報の拠点」として、市民が自主的に学習活動を行えるよう、読書環境の充実に取り組んでいます。

また、公民館においては、社会教育や文化活動などの様々な講座を開催しています。

しかしながら、学習内容の固定化などから受講者数は減少傾向にあり、特に青少年や若い世代の受講者が少ない状況にあります。

そのため、市民の生涯学習に対する関心や意欲の向上を図るとともに、市民ニーズを的確に捉え、若い世代も含めた幅広い世代が参加できる講座を実施することが必要です。

● 生涯学習推進体制の充実

少子高齢化の進行や地域における人と人とのつながりの希薄化などにより、地域の活力の低下が問題となっています。

持続可能な地域づくりを進めるため、生涯学習を通じて地域の指導者やリーダーの養成を進め、学んだ成果を地域の課題解決に生かすことができる環境を整えるなど活躍の場の確保を図ることが求められています。

また、地域課題の解決に取り組む団体や人材の育成を促進することが重要です。



中央図書館こども絵本劇場

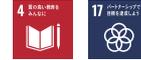
※SDGs該当項目:

- 4 質の高い教育をみんなに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

※生涯学習:

学習者の自由な意思に基づいて、それぞれに合った方法で生涯にわたって学習していくこと。

② 青少年の健全育成



※SDGs該当項目:

- 4 質の高い教育をみんなに
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

基本方針

子どもたちの心身の健全な成長を促すため、家庭や地域における教育力[※]を向上するとともに、青少年の育成環境の向上や青少年への支援体制の充実を図ります。

施策の方向性(現状と課題)

● 家庭や地域における教育力の向上

本市では、地域の参画を得て、放課後等にすべての児童が、学習や体験、交流活動などを行うことができる環境を構築するため、放課後子ども教室(チャレンジクラブ)[※]の整備を進め、令和元(2019)年度から全小学校で開設しています。

就労する保護者が増加する中、放課後子ども教室のスタッフの人材確保を図るとともに、子どもたちに普段学校や家庭ではあまり体験できないことができる機会を通じて子どもたちの社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養[※]することが大切です。

● 青少年育成環境の向上

少子化の進行や地域における人と人とのつながりの希薄化、保護者の意識の変容などにより、青少年の地域活動の場が減少しています。

そのため、家庭や地域、学校園などの連携による青少年の健全育成を図る環境整備が重要です。

● 青少年への支援体制の充実

スマートフォンなどの普及に伴い、子どもに関わるネットトラブルが増加しています。また、深夜徘徊や家出、窃盗などの少年非行等の問題が低年齢化しています。

そのため、子どもだけでなく保護者も含めた情報モラル教育[※]のほか、家庭、地域、学校、関係機関等の連携による街頭補導や非行防止啓発を推進するとともに、青少年が抱える不安や悩みに対する相談支援体制を充実することが必要です。

※教育力:

家庭・学校・地域社会において、子どもたちに学力のみならず、社会のルールやマナーなどを身に付けさせていく力。

※放課後子ども教室(チャレンジクラブ):

放課後や週末等に学校の施設等を活用し、地域の方々の参画を得て子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業。本市では「チャレンジクラブ」として、小学校や公民館で実施している。

※涵養:

自然に水がしみこむように徐々に養育すること。

※情報モラル教育:

情報モラル(情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度)を身に付けさせる教育。



放課後子ども教室(チャレンジクラブ)での卓球指導

(3) スポーツや文化・芸術を振興する

① スポーツ・レクリエーション活動の推進



基本方針

市民誰もがスポーツを通じて、いきいきと過ごすことができる社会を実現するため、スポーツやレクリエーション活動の活性化を促進するとともに、スポーツボランティアの確保や養成、スポーツ・レクリエーション施設の利用促進を図ります。

施策の方向性(現状と課題)

● スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進

本市では、障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう、各種団体との連携・協力のもと、スポーツイベントやスポーツ教室を開催するとともに、トップアスリートとふれあう機会を創出するなど、「みる」スポーツの充実にも取り組んでいます。

それぞれの年齢や体力、目的に応じてスポーツに親しむことは、充実した人生を送るうえで重要であり、スポーツ参画人口をさらに拡大していくことが大切です。

● スポーツボランティアの確保・養成

平成28(2016)年に実施した本市のスポーツ振興に関する市民アンケートによると、運動・スポーツに関するボランティア活動に参加した人の割合は10%以下であり、スポーツを「ささえる」人が少ない状況にあります。

本市では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、スポーツボランティアの育成に取り組んでいます。

今後、スポーツやレクリエーションをさらに普及させるために、ボランティアの体制づくりに取り組むとともに、ボランティアが活躍する場を創出することが重要です。

● スポーツ・レクリエーション施設の利用促進

誰もがスポーツに参加できる環境づくりを進めるため、スポーツ施設の利用環境の向上を図るとともに、スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な発信などに努めることが重要です。



加古川市民レガッタ

② 文化・芸術の振興



基本方針

歴史資源や文化・芸術を活用したまちづくり[※]を進め、創造性を育み、多様な文化が共生する社会を実現するため、歴史資源の保存や活用を図り、市民の主体的な文化・芸術活動を支援するとともに、国際化の推進を図ります。

施策の方向性(現状と課題)

● 歴史資源の保存・活用

市内には、西条古墳群、日岡山公園及びその周辺地区の古墳群などの重要な遺跡や、国宝である鶴林寺本堂・太子堂をはじめとした多くの文化財が存在しています。これらは、先史時代から現在に至るまで、市民の暮らしの中で大切に受け継がれてきたものであり、まちづくりの重要な資源といえます。

本市の歴史文化の価値や魅力を再認識するとともに、地域や関係団体との連携のもと、次世代に受け継ぐための保存と地域の活性化に向けた活用に取り組むことが大切です。

● 文化・芸術活動の促進

本市では、様々な文化・芸術にふれる機会である「加古川市文化まつり」を開催しています。そのほか、市民や各種文化団体が、総合文化センターや市民会館、加古川ウェルネスパーク、各公民館等の拠点施設において多様で文化的な活動を行っています。

一方で、文化・芸術分野の多様化が進むことにより、伝統的分野の文化活動に携わる人の特定化・高齢化が進んでいます。

そのため、各種文化団体における後進の育成や自発的な活動のさらなる充実を促進するとともに、各文化施設の特色や専門性を生かした事業を推進し、積極的な情報発信を行うことで、市民へ文化・芸術の浸透を図り、関心を高める環境づくりが必要です。

また、本市は「棋士のまち加古川」を標榜し、全国に発信してきました。そのような中、市民への将棋文化のさらなる定着を図るため、将棋にふれる機会の充実や「棋士のまち」の認知度の向上に取り組むことが必要です。

● 国際化の推進

日本人、外国人の区別なく、住民が安心して生活できる多文化共生社会の実現をめざすことが重要です。

そのため、姉妹都市[※]をはじめとした海外諸都市との友好交流の推進を図るとともに、外国人や外国文化に対する理解を深めるための取組が必要です。

また、市内に在住、訪問する外国人は増加しており、外国人に対する日本語教育や生活支援の充実、外国人を支援するボランティアの養成などに取り組む必要があります。

※SDGs該当項目:

- 質の高い教育をみんなに
- 住み続けられるまちづくりを
- パートナリシップで目標を達成しよう

※まちづくり:

道路や公園、建築物など「ハード(物的)面での施設づくりや保存活動」、さらには、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など「ソフト面での人づくりや仕組みづくり」を含めた活動を指す。

※姉妹都市:

親善や文化交流を目的として特別の関係をつなぐ都市。昭和48(1973)年にマリंगा市(ブラジル)と、平成24(2012)年にオークランド市(ニュージーランド)と姉妹都市提携を結んでいる。

(4) 互いに尊重しあって暮らせる社会を実現する

① 人権文化[※]の確立

※SDGs該当項目:

- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう



基本方針

一人一人の人間としての尊厳と基本的人権が尊重される社会を確立するため、人権教育や啓発を推進するとともに、人権問題に対する相談体制の充実を図ります。

施策の方向性(現状と課題)

● 人権教育・啓発の総合的な推進

同和問題のほか、女性や障がい[※]者、外国人、性的マイノリティ[※]などに対する差別意識や偏見は、今もなお存在しています。また、ドメスティック・バイオレンス[※]や子ども、高齢者への虐待などの暴力も後を絶ちません。

そのため、人権に対する正しい理解の普及など市民一人一人の人権意識を高めていくことが大切です。

● 人権問題に対する相談体制の充実

近年、インターネット上での個人情報無断掲載や、他人への誹謗中傷、差別に関する書き込みなど、個人の名誉やプライバシーを侵害する人権問題が発生しています。

本市では、相談窓口や相談専用ダイヤルを設置するとともに、巡回相談などに取り組んでいますが、寄せられる相談件数は増加しており、その内容は複雑化・多様化しています。そのため、人権侵害の状況に応じて適切な支援を行うことができるよう、相談体制の充実を図る必要があります。

※人権文化:

家庭・地域・職場・学校など、日々の暮らしの中で、人権を大切にし、尊重し合う習慣が定着していること。

※障がい:

本市では、人を意味する場合には、「障がい者、障がいのある人」とひらがなで表記している。なお、法令や固有名詞などは「障害」と漢字で表記している。

※性的マイノリティ:

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人や、性的志向(人の恋愛・性愛がどういふ対象に向かうのかを示す概念)が同性や両性(男女両方)に向いている人など、社会的には少数派となる人たちのこと。

Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル)、Transgender(トランスジェンダー)の頭文字をとって「LGBT」とも呼ばれる。

※ドメスティック・バイオレンス:

直訳すると「家庭内暴力」を意味する。明確な定義はなく、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあつた者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いが、親子間の暴力まで含めた意味で使われる場合もある。



人権の絵手紙カレンダー応募作品展

② 男女共同参画社会[※]の形成

基本方針

性別にかかわらず一人一人の個性と能力を発揮し、心豊かに暮らせる社会を実現するため、誰もが活躍できる環境づくりを促進するとともに、仕事・家庭・地域における男女共同参画を推進します。

施策の方向性(現状と課題)

● 女性活躍の推進

近年、女性の就業率が向上するなど、社会進出する女性が増加している一方で、希望どおり就業できていない状況があります。

また、地域コミュニティ団体を含む社会全体において、組織を代表する立場や意思決定過程への女性の参画が十分に進んでいるとはいえません。

そのため、女性が希望どおりに就業でき、女性が持てる力を十分に発揮することができる機会の確保や環境づくりを促進することが重要です。

● 男女共同参画に関する啓発・情報発信の推進

「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画についての理解は前進しましたが、「男性は仕事、女性は家事」などといった性別役割分担意識は根強く残っています。

そのため、家事や育児などの家庭生活における男性の参画や地域活動における男女共同参画を通じて、誰もが仕事・家庭・地域において、豊かで充実した生活を送ることができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス[※])についての理解と普及を促進するなど、様々な機会を捉えて男女共同参画に関する啓発や情報発信を行うことが重要です。



男女共同参画週間記念講演会



※SDGs該当項目:

- ③ すべての人に健康と福祉を
- ④ 質の高い教育をみんなに
- ⑤ ジェンダー平等を実現しよう
- ⑧ 働きがいも経済成長も
- ⑩人や国の不平等をなくそう
- ⑪ 住み続けられるまちづくりを
- ⑬ 平和と公正をすべての人に
- ⑱ パートナリシップで目標を達成しよう

※男女共同参画社会:

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることで、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会。

※ワーク・ライフ・バランス:

一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

